

別紙

多賀城市庁舎における広告付庁舎等案内板設置事業仕様書

1 設置場所及び規模の条件等

番号	設置場所	寸法	使用用途	設置方法
1	エントランス 棟1階市民ホール	横幅約 4,000 mm、高さ約 2,200 mm、 奥行き約 1,000 mm以内	市域全図、市役所周 辺図及び市役所フロ ア案内図	独立型（キャス ター付き等）
2	エントランス 棟1階市民ホール	横幅約 1,500 mm、高さ約 1,000 mm 、 奥行き約 100 mm以内	市庁舎フロア案内図	壁掛け型
3	北庁舎2階風 除室	横幅約 1,500 mm、高さ約 1,000 mm 、 奥行き約 100 mm以内	市庁舎フロア案内図	壁掛け型

2 契約期間

令和8年5月1日から令和11年3月31日

3 広告付庁舎案内板等の設置期間

設置日（令和8年5月1日以降の日）から令和8年3月31日まで
（設置日については、設置者と別途協議により決定することとする）

4 費用負担及び支払方法

次の(1)から(4)までの掲げる費用等を負担すること。

(1) 設置費用等

広告付庁舎案内板等に係る制作、設置、移設、維持管理、情報更新、撤去及び原状回復等に要する費用を負担すること。

(2) 広告掲出料

令和8年6月1日から令和11年3月31日までの期間に係る金額を、毎年度市が指定する方法により納入すること。ただし、経済事情に変動があった場合は協議により変更するものとする。

(3) 電気等実費徴収金

設置する照明機器等のカタログに記載されている数値と、東北電力の業務用電力契約の従量料金による単価を用いて算出することとし、毎年度市が指定する方法により納入すること。

(4) 行政財産使用料

広告付庁舎案内板等の設置については、行政財産使用許可を得ることとし、毎年度市が指定する方法により納入すること。ただし、使用料の減免を受けた場合についてはこの限りではない。

5 規格・コンテンツに関する条件

- (1) 市域全図及び市役所周辺図は、公共施設及び災害時の避難場所等の行政情報を設けることとし、来庁者の利便向上に資するものとする。
- (2) 市庁舎フロア案内図は、各フロアの部署名等をわかりやすく表示すること。
- (3) 案内板は、文字の大きさ、配色などについて、高齢者や色覚障害のある方々等に配慮しユニバーサルデザインに心がけること。
- (4) 広告付庁舎案内板の裏面には、パンフレットラックを設置するものとする。
その他の利用方法については、甲乙協議の上、別途定めることとする。
- (5) 電気を使用する設備（液晶ディスプレイ、ライト等）は、次の条件を満たすこと。
ア 省エネルギー対策を講じること。
イ 電気の入・切は、タイマーその他の機器による自動制御又は外部の一括集中スイッチ方式とすること。
- (6) 全体の雰囲気かを考慮した色合い、デザインとすること。

6 広告付庁舎案内板等の設置及び運用に係る条件

- (1) 広告付庁舎案内板等の設置運用に係る事業計画書を提出し、承認を得ること。
- (2) 広告付庁舎案内板等は、地震等の際転倒を防止するための十分な対策を講じること。
- (3) 地図情報の更新は、少なくとも年1回以上行うこと。また、市庁舎フロア案内図については、市の組織改編等の際し、適宜情報更新を行うこと。
- (4) 広告付庁舎案内板等の破損、故障、事故があった場合の対応等、一切の保守管理を契約相手方の責任と負担において行うこと。
- (5) 広告付庁舎案内板等については、動産総合保険契約を付するものとし、それに係る費用を負担すること。

7 広告の募集及び掲出等に係る条件

- (1) 広告の募集は、適正な広告料金及び枠数を設定し、計画的に行うこと。
- (2) 広告の内容は、多賀城市広告掲載要綱、多賀城市広告掲載基準及び多賀城市広告掲載基準の細目に関する要領、その他市の広告事業に係る諸規定を遵守すること。
- (3) 掲出する広告の内容については、事前に審査を受け承認を得ること。

8 データ管理に係る条件

- (1) 案内板等に掲載内容のデータについては、事業者で適切な管理をすること。
また、更新等を反映した最新のデータについては、市に送付することとし、データ様式については、都度協議の上、決定すること。
- (2) 市から入稿するデータに関しての著作権その他権利は、市が有し、許諾なく使用する場合には著作権法違反となるので使用する場合は、事前に市の許諾を得ること。
ただし、当該事業について使用する場合は、この限りではない。

9 暴力団排除措置に関する事項

- (1) 当該契約の履行に当たり、暴力団等による不当要求又は妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察への通報等を行うこと。
- (2) 上記(1)により警察へ通報を行った場合には、速やかにその内容を書面により報告する

こと。

- (3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、協議すること。

10 その他

多賀城市は環境マネジメントシステムを運用し、地球環境保全に取り組んでいることから、業務の範囲内において可能な限り環境に配慮した事項を実行すること。